公共施設２４施設ＬＥＤ照明改修業務委託
公募型プロポーザル募集要領

１．目的

本市では２０５０年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、ゼロカーボンシティの目標達成に向けて、市民・事業者・行政が連携して温室効果ガスの排出削減を推進していくため、その実行計画として「南相馬市ゼロカーボン推進計画」を策定したところである。

また、南相馬市ゼロカーボン推進計画では、市の率先的行動として事務事業編を策定しており、公共施設での省エネ効果が大きいＬＥＤ照明導入を２０３０年度までに１００％達成することを目指しているとともに、加えて、令和９年末までに蛍光ランプの製造・輸出入が禁止されることから、照明設備のＬＥＤ化改修を順次実施していく予定である。

そのため、市が所有する公共施設２４施設でのＬＥＤ照明機器への更新に関して、ＥＳＣＯ（Energy Service Company）事業※1の手法を導入し、老朽化した設備の改修とＥＳＣＯ事業を一体的に発注する設備更新型ＥＳＣＯ事業として実施するものである。

なお、当該ＥＳＣＯ事業に係る業務委託は、本市が工事等初期費用を調達するギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）を採用して実施する。

※１　ＥＳＣＯ事業とは、省エネルギー改修に係る全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。

２．業務概要

業務の概要は、次のとおりとする。

項　目	内　容
業務名	公共施設２４施設ＬＥＤ照明改修業務委託
業務内容	公共施設２４施設ＬＥＤ照明改修業務委託「仕様書」のとおり。
事業期間	期間：契約締結の日から令和１１年３月３１日まで （内訳）施　　工：契約締結の日から令和１０年３月３１日まで 省エネ検証：令和１０年４月１日から令和１１年３月３１日まで
対象施設	１．鹿島区役所（鹿島区西町一丁目１） ２．鹿島商工会館（鹿島区鹿島字町３９） ３．野馬追通り銘醸館（原町区本町二丁目５２） ４．道の駅南相馬（原町区高見町二丁目３０―１） ５．鹿島浄化センター（鹿島区南右田字榎内１４６－２） ６．小高浄化センター（小高区南小高字手綱落１７） ７．第一下水処理場（原町区錦町三丁目１２０） ８．小高保健福祉センター（小高区小高字金谷前８４） ９．原町保健センター（原町区小川町３２２－１） １０．鹿島保健センター（鹿島区西町三丁目２） １１．シルバー人材センター（原町区東町三丁目７８）

	１２．かしま保育園（鹿島区西町三丁目９０） １３．太田生涯学習センター（原町区益田字塩釜２６） １４．鹿島生涯学習センター（鹿島区寺内字迎田２２―１） １５．ひばり生涯学習センター（原町区本陣前三丁目６０－２） １６．原町生涯学習センター（原町区小川町３２２―１） １７．石神生涯学習センター（原町区石神字坂下２９） １８．小高生涯学習センター（小高区本町二丁目８９－１） １９．南相馬市労働福祉会館（原町区北町５３７） ２０．南相馬市馬事公苑（原町区片倉字畦原４－１） ２１．雫浄化センター（原町区雫字現下４４０） ２２．クリーン原町センター（原町区上北高平字東高松３７－１） ２３．南相馬市博物館（原町区牛来字出口１９４） ２４．南相馬市消防・防災センター（原町区高見町一丁目２７２） ※詳細は公共施設２４施設ＬＥＤ照明改修業務委託「仕様書」のとおり。
提案 上限額	提案上限額：７４７，９００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む） （内訳）設備改修費：７４２，４１０，０００円 省エネ効果検証費：５，４９０，０００円 ※提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。 ※優先受託交渉者選定後の仕様協議等において、発注者が追加・変更を指示した場合を除き、提案額からの増額は認めない。
その他	本プロポーザルに要した全ての費用については本市に請求することができず、参加者が負担するものとする。

３．事業スケジュール・事務手順

（１）事業全体スケジュール

プロポーザルの実施　　令和９年１月２０日（水）予定

契約締結　　令和９年３月下旬予定

（２）受注決定までの事務手順

項　目	日　程
プロポーザルの実施要領の公表	令和８年１１月１６日（月）予定
資料提供期間 ※参照「６．提供資料」	令和８年１１月１６日（月）から 令和９年　１月１５日（金）１６時４５分まで
ウォークスルー調査参加申込書の提出期限 ※参照「７．ウォークスルー等調査参加申込」	令和８年１１月２５日（水）１２時まで
ウォークスルー調査実施 ※参照「７．ウォークスルー等調査参加申込」	令和８年１１月２６日（木）から 令和８年１２月１１日（金）までの期間内において、施設毎に市が指定した日時で実施

質問書の提出期限 ※参照「８．質問の受付及び回答」	令和８年１２月１６日（水）１６時４５分まで
質問書に対する回答	令和８年１２月１８日（金）予定
入札参加申請の受付 ※参照「１５．入札参加申請受付に関する事項」	令和８年１１月１６日（月）から 令和８年１２月２２日（火）１２時必着
参加申込みの受付 ※参照「９．参加申込」	令和８年１１月１６日（月）から 令和８年１２月２３日（水）１６時４５分必着
参加資格要件確認結果通知	令和８年１２月２４日（木）予定
プロポーザル参加辞退期限	令和９年　１月１３日（水）１６時４５分まで
企画提案書等の提出期限	令和９年　１月１８日（月）１２時必着
プレゼンテーション及びヒアリング	令和９年　１月２０日（水）予定
評価結果の通知	令和９年　１月下旬予定
契約締結	令和９年　３月下旬予定

４．公募条件（プロポーザル参加資格要件）

本プロポーザルへ参加できる者は以下の（１）に掲げる要件全てに該当する単体企業、又は（２）に掲げる要件全てに該当する複数企業で構成される共同事業体（以下、単に「共同事業体」という。）とする。また、本案件における提案は１つのみとし、複数提案を禁ずる。

（１）単体企業の資格要件

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

② 令和７・８年度南相馬市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録してあること。なお、名簿未登録者は**「１５．入札参加申請受付に関する事項について」**を参照の上、申請を行うこと。なお、申請期限は**令和８年１２月２２日（火）１２時必着**とする。

③ 名簿登録者においては、南相馬市有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成 18 年南相馬市告示第４号）に定める指名停止要件に該当しない者であること。

④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがされていないこと。

⑤ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び南相馬市暴力団排除条例（平成 24 年南相馬市条例第 23 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等と関係を有する者に該当しないこと。

⑦ 直近５年度（令和３年度から令和７年度）および本公募型プロポーザル公告日までに、

国又は地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務（※１）を受注した実績を有する者であること。なお、実績は本店・支店問わない。

（※１）同種の業務は以下とする。

公共施設へＥＳＣＯ事業でＬＥＤ照明の改修を実施したもの

⑧ 建設業法に基づく電気工事業の特定建設業許可又は一般建設業許可を受けている者であること。また、建設業法の規定による電気工事に係る主任技術者又は監理技術者を配置すること。

⑨ 施工の役割を担う者についても、建設業法に基づく電気工事業の特定建設業許可又は一般建設業許可を受けている者であること。また適切な有資格者を配置すること。

⑩ 施工、保守・維持管理については、市内に拠点がある電気工事業者を少なくとも１社以上活用すること。またその旨を提案書へ盛り込むこととし役割を明確にすること。

なお、審査の公平性の観点から企業名等は伏せたうえで提案すること。

（２）共同事業体の資格要件

① 共同事業体の役割

（ア）事業役割

市との契約締結等の諸手続きを行い（市との対応窓口）、事業遂行のすべての責を負う。

（イ）施工役割

施工に関する業務をすべて実施する。

（ウ）その他役割

上記（ア）～（イ）以外の維持管理、本設備の供給等に関する業務を各々実施する。

② 共同事業体の上記（ア）事業役割を担う企業を代表者と選出するものとする。また、本業務についての構成員の役割を明確にし、代表者は本プロポーザルの提案に必要な諸手続きを行うものとする。

③ 本プロポーザル申請及び契約履行のための協定書（以下、「協定書」という。）を共同事業体の構成員にて締結していること。

④ 各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の共同事業体の構成員でない者であること。

⑤ 全ての構成員が、５（１）①から⑥の資格を満たす者であること。

⑥ ５（１）⑦の資格要件は、代表者、構成員のうちいずれかが有すること。

⑦ 共同事業体として、５（１）②の名簿登録を行っていること。

なお、登録にあたっては**「１５．入札参加申請受付に関する事項について」**を参照の上、申請を行うこと。申請期限は**令和８年１２月２２日（火）１２時必着**とする。

⑧ 代表者又は構成員のいずれかは、建設業法に基づく電気工事業の特定建設業許可又は一般建設業許可を受けている者であること。また、施工役割を担う者は、建設業法の規定による電気工事に係る主任技術者又は監理技術者を配置すること。

なお、契約の際、共同事業体との契約ではなく代表者と契約を希望する場合は、代表者が建設業法に基づく電気工事業の特定建設業許可又は一般建設業許可を受けている者であること。

⑨ 施工、保守・維持管理については、共同事業体より委託することも可とするが、市内に拠点を置く電気工事業者を少なくとも１社以上活用すること。また、またその旨を提案書へ盛り込むこととし役割を明確にすること。

なお、審査の公平性の観点から企業名等は伏せたうえで提案すること。

⑩　参加表明書提出期限後、共同事業体の構成員の変更および追加は、原則として認めない。

５．業務仕様

別紙「公共施設２４施設ＬＥＤ照明改修業務委託仕様書」のとおり。

６．提供資料

（１）施設ごとの施設カルテ（照明器具配置図等）

（２）施設別要件

（３）照明器具一覧表

（４）公共施設 LED 照明更新調査事業報告書

（５）施設ごとの年間電気使用量、支払金額の実績（令和７年４月から令和８年３月まで）

（６）各施設の図面等

①提出書類・申込方法

「資料提供申請書及び誓約書（様式３）」に記載のうえ、**電子メールにより提出すること。**また、**必ず電話にて受信確認を行うこと。**

なお、提出ファイル名は「会社名_公共施設２４施設ＬＥＤ照明改修業務委託（様式３）」とし、電子メール件名は「会社名_公共施設２４施設ＬＥＤ照明改修業務委託（様式３）」とすること。

②提供・閲覧期間

令和８年１１月１６日(月)から令和９年１月１５日（金）１６時４５分まで

（各日９時から１６時４５分まで）

③提供・閲覧場所

〒975-8686　福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

④申込先

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

電話：0244-24-5248　FAX：0244-24-5347

メール：kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp

⑤その他

ア．提供の日時は、申請者の希望日時を踏まえて担当部署から通知する。

イ．提供のために来庁する場合は、本人確認のため名刺を持参すること。

ウ．提供資料は担当課よりＤＶＤにて受け取ること。

エ．事業の公募型プロポーザルにおける提案書の作成以外の目的で利用しないこと。

オ．提供資料にて知り得た情報は他へ漏らさないこと。

カ．提供資料に関して情報の漏えい、不正な利用等の事故が生じたとき又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに担当部署へ報告すること。

キ．「資料提供申請書及び誓約書（様式３）」に記載の【提供条件】を遵守し、誓約すること。

７．ウォークスルー等調査参加申込

（１）提出書類・申込方法

本公募型プロポーザルへ参加する場合は、ウォークスルー等調査への参加を必須とする。「ウォークスルー等調査参加申込書（様式４）」に記載のうえ、**電子メールにより提出すること。**また、**必ず電話にて受信確認を行うこと。**

なお、提出ファイル名は「会社名_公共施設２４施設ＬＥＤ照明改修業務委託（様式４）」とし、電子メール件名は「会社名_公共施設２４施設ＬＥＤ照明改修業務委託（様式４）」とすること。

（２）提出期限

令和８年１１月２５日(水)１２時まで

（３）申込先

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

電話：0244-24-5248　FAX：0244-24-5347

メール：kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp

（４）その他

①施設ごとに市が指定した日時においてウォークスルー調査を実施する。

なお、１日２施設として、午前（9：00～12：00）１施設、午後（13：30～16：30）１施設で実施する。調査日時は別紙１「ウォークスルー等調査日程」を参照すること。

②業務の都合により立入りが不可能なエリアが発生する場合があることに留意すること。

③調査は既設の器具の位置や形状といった概要の目視による確認を目的としている。

④参加申込の状況により、調査を２社以上の合同で実施する場合がある。

⑤調査を考慮した服装とし、徽章等から企業名が分からないように配慮すること。

⑥調査へ参加する人数に上限は設けない。

⑦調査時には質問は一切受け付けない。後日「質問書（様式８）」により提出すること。

８．質問の受付及び回答

（１）提出書類・申込方法

当該プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式８）」に記載のうえ、**電子メールにより提出すること。**また、**電話にて必ず受信確認を行うこと。**

なお、電子メール件名は「会社名_公共施設２４施設ＬＥＤ照明改修業務委託（様式８）」とすること。

加えて、質問等を含む問い合わせについては公平性の観点より**各施設へ直接連絡は行わないこと。**必ず、市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係へ行うこと。

（２）提出期限

令和８年１２月１６日(水)１６時４５分まで

（３）提出先

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

電話：0244-24-5248　FAX：0244-24-5347

メール：kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp

（４）質問の回答

令和８年１２月１８日（金）までに南相馬市ホームページに質疑に対する回答を掲載予

定。

回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱う。なお、質問の内容によっては回答できない場合もある。

９．参加申込

（１）参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。提出の受付時間は平日の９時から１６時４５分までとする。

（２）提出期限

令和８年１２月２３日(水)１６時４５分必着

（３）提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用すること。

（４）提出書類

①参加申込書（様式１）

※共同事業体の場合は、代表者が「共同事業体名」で作成すること。

②会社概要書（様式２）

「資格及び登録」については共同事業体に含まれる企業が有している場合も対象とする。
また、資格及び登録の根拠となる資料も添付すること。

※共同事業体の場合は、代表者及び構成員が各々作成すること。

③商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書の写し）

※共同事業体の場合は、代表者、構成員分全て提出すること。

④業務実施体制表（様式５）

※共同事業体の場合は、提出不要とする。

⑤共同事業体業務実施体制表（様式６）

※代表者が各法人の役割を明示し作成すること。

※単体企業の場合は、提出不要とする。

⑥協定書の写し（共同事業体の構成員にて締結していること）

※共同事業体の場合のみ提出すること。

⑦納税証明書（写し可。最新決算報告をした事業年度の確定申告分の法人税、法人事業税。提出日前３か月以内発行のもの）

※共同事業体の場合は、代表者、構成員分全て提出すること。

⑧建設業許可証の写し

※建設業法に基づく電気工事業の特定建設業許可又は一般建設業許可

⑨配置技術者の資格者証の写し

※建設業法の規定による電気工事に係る主任技術者又は監理技術者

⑩令和７・８年度南相馬市入札参加資格審査申請書受理票（写し）

※共同事業体の場合は、共同事業体を構成する代表者及び全ての構成員分に加えて、共同事業体分も合わせて提出すること。

⑪財務諸表（写し可。直近２ヵ年の貸借対照表、損益計算書）

※共同事業体の場合は、代表者のみ提出すること。

⑫業務実績一覧（様式７）

過去５年度（令和３年度から令和７年度）において、国又は地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務（※1）を受注した実績。なお共同事業体の場合は、代表者、構成員いずれかの実績で構わない。併せて契約を証明できる書類（コリンズや契約書の写しも提出すること。）

（※1）同種の業務は以下とする。

公共施設へＥＳＣＯ事業としてＬＥＤ照明の改修を実施したもの

（５）提出部数

各１部とする。

（６）提出先

住所：〒975-8686　福島県南相馬市原町区本町２丁目 27 番地

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

電話：0244-24-5248　FAX：0244-24-5347

（７）参加資格要件確認結果通知

令和８年１２月２４日（木）予定　市から結果通知を行う。

（８）その他

・参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について、令和９年１月６日（水）までに書面（様式は自由とする。ただしＡ４判とする）により説明を求めることができる。市は、説明を求められたときは、令和９年１月１２日（火）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

・参加受付後に「４．公募条件（プロポーザル参加資格要件)」の要件を欠く事実が判明した場合や「１４．その他（１０）に該当した場合は、失格とする。」

１０．企画提案書の提出

（１）提出期限

令和９年１月１８日（月）１２時必着

（２）提出方法

持参又は郵送とする。また、郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用すること。

（３）提出部数

・企画提案書：正本１部

・企画提案書のデータを保存した電子媒体（CD-R 等）：１枚

（４）提出先

住所：〒975-8686　福島県南相馬市原町区本町２丁目 27 番地

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

電話：0244-24-5248　FAX：0244-24-5347

（５）提出書類

参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされ企画提案書等の提出を依頼された者（以下「提案者」という。）は、以下の書類を作成し、提出すること。

①企画提案書表紙（様式９）

②企画提案書（任意様式：Word、Excel、PowerPoint 等）

仕様書に対する取組方法を具体的に記載し、文書を補完する図表、写真等の使用も可とする。また、文字サイズは、図表を除いて 10.5 ポイント以上とする。

なお、提案書の枚数に制限は設けないが、簡潔にまとめること。

③見積書（任意様式）

・見積書は税込総額にて作成すること。

・見積書の宛名は「南相馬市長」とし、事業者名を記載し押印すること。

・見積内訳書は施設ごとに作成することとし、「設備改修費用」と「省エネ効果の計測、検証及び維持管理費用」の２種類に分けて記載すること。

なお、設備改修費用の内訳は以下の通りとすること。

１．照明機器費
２．雑材消耗品
３．労務費（電工）
４．共通管理費
５．現場管理費
６．一般管理費
７．産廃処分費

・「省エネ効果の計測、検証及び維持管理費用」は１年分の費用を記載すること。

・見積価額には、LED 化に伴う費用のみを計上することとし、追加提案等に係る費用は含まないこと。

・優先受託交渉者選定後の仕様協議等において、発注者が追加・変更を指示した場合を除き、提案額からの増額は認めない。

（６）留意事項

・「企画提案書表紙」を除く全ページに通し番号を付けること。

・正本は、ホッチキス等を使わず、クリップやクリアファイル等を用いる（簡単にバラバラに出来る状態で提出する）こと。

・また、Ａ４判（両面印刷、縦横の指定はなし）での作成を基本とする。

なお、図面等でＡ３判を使用する場合は、Ａ４判の大きさに合わせて片袖折り（Ｚ折り）とすること。

１１．受託候補者の選定方法

（１）審査体制

市が設置する「公共施設２４施設ＬＥＤ照明改修業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）」において審査を実施し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を受託候補者として選定する。

（２）プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書をもとに、委員会において、プレゼンテーション（提案者による企画提案書の説明）及びヒアリング（委員会からの質疑等）を実施する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは**令和９年１月２０日（水）**を予定しているが、詳細な日時が確定次第、参加申込みがあった事業者に対して、改めてお知らせを行う。

（３）プレゼンテーションの注意事項

・プレゼンテーション等の参加人数は一事業者あたり５名までとし、当業務の担当予定者が実施する。

・プレゼンターは本業務の主担当予定者が行う。
・一事業者あたりの持ち時間は６０分とし、説明時間３０分、質疑応答３０分とする。
・プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、パソコン等は提案者が準備する。
・プレゼンテーションはパワーポイント等任意の形式で実施することとし、企画提案書と同じ内容とすること。また、追加資料の提出や配布は認めない。
・提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。
・当日のタイムスケジュールについては、対象事業者に対し、別途通知する。

（４）審査基準

企画提案に対して「１２．評価項目」に基づいて審査を行う。

（５）受託候補者の選定

①受託候補者の選定

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている事業者を第１優先受託候補者として選定し、次点の者を第２優先受託候補者として選定する。なお、第３優先受託候補者以降は選定しない。

②同点の場合の決定方法

総合得点の最も高い提案をした受託候補者が複数存在した場合（同得点１位）、委員長を除く委員会委員の多数決をもって優先交渉権者を決定する。同数の場合は、委員長が決定する。

③審査結果の公表、結果通知

審査結果については、南相馬市ホームページにおいて公表する。この場合において参加事業者の名称は、第１優先受託候補者のみ公表する。

また、選定結果について、参加事業者に対し自己の結果のみ通知する。

なお、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は非公開とし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

１２．評価項目

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

審査項目	各審査項目における詳細項目	評価基準	評点
様式評価			**１０点**
様式２ 会社 概要書	資格認定 状況	・本業務に関連する資格認証を保有しているか。	５点
様式５．６ 業務実施 体制	業務実施 体制	・配置技術者に「エネルギー管理士」が含まれているか。	５点
提案書評価			**７５点**
業務実施 方針	業務 実施体制	・本業務を遂行するにあたり、適切な体制であるか。 ・市内事業者の積極的な活用を行っているか。	１０点

施工内容	施工工程	・本業務を確実に遂行できる施工工程となっているか。	１０点
	施工方法	・施設の特性に配慮した施工提案がなされているか。	１０点
	施工品質	・本業務を遂行するにあたり、適切な施工品質、安全確保の方針が提案されているか。	１０点
環境・省エネ効果	環境配慮・資源循環	・既存照明器具の PCB・水銀等の有害物質を含めた法令に基づく適正処理の計画やリサイクルへの配慮が明確に示されているか。	１０点
	省エネルギー提案の妥当性	・省エネルギー率・CO2 削減量の妥当性があるか。	１５点
追加提案	提案内容の具体性・確実性・実現性・独創性	・脱炭素化に対する知見・専門性があるか。	１０点
費用			**１５点**
積算根拠の妥当性		設備改修費の内訳が明確に示されており、適切な積算方法となっているか。	５点
見積金額		見積金額が提案上限額以内に収まっているか。（最低見積価格提示者）	１０点

１３．契約の締結等

（１）審査結果に基づき選定した第１優先受託候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、第１優先受託候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を第２優先受託候補者に選定し、契約についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

（２）共同事業体として参加した場合は原則、共同事業体と契約を締結するものとするが、申し入れにより代表企業との契約締結をすることも可とする。

（３）第１優先受託候補者はプレゼン終了後の後日、「契約仕様書作成に伴う、詳細な現地調査」を実施する。日時については別紙１「ウォークスルー等調査日程」を参照すること。

（４）契約書の様式については、原則市の指定様式を使用することとするが、双方協議の上、定めることとする。

（５）本件プロポーザルに係る契約締結は令和９年３月定例議会での承認をもって行う。

１４．その他

（１）企画提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返却しない。

（２）提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。

（３）本業務により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本市に帰属するものとする。

（４）この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
（５）このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。
（６）参加申込書の提出後に辞退する場合には、令和９年１月１３日（水）１６時４５分までに「プロポーザル参加辞退届（様式１０）」を提出すること。
（７）本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
（８）企画提案書について、情報公開請求があった場合は、南相馬市情報公開条例（平成 18 年南相馬市条例第 22 号）に基づき、提出書類等を公開することがある。
（９）名簿に登録していない者の入札参加申請の受付方法については、「１５．入札参加申請受付に関する事項」を参照のこと。
(10) 次のいずれかに該当した場合は失格とする。
①「４．公募条件（プロポーザル参加資格要件)」を満たさなくなった場合
②提出書類に虚偽の記載があった場合
③提出書類が本要領で定める方法等に適合しない場合
④委員会の委員長や選定委員、及び施設管理課等に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合
⑤選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
⑥上記①から⑤で定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

１５．入札参加申請受付に関する事項

（１）申請に必要な書類及び申請方法
申請は、「南相馬市入札参加資格審査申請の手引を確認のうえ、申請書類を「（５）入札参加申請の担当課及び問合せ先」まで郵送とすること。
（手引や申請書は南相馬市ホームページからダウンロードすること。）
（２）申請期限
令和８年１２月２２日（火）１２時必着（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
（３）申請受付時間
９時から１６時４５分まで（持参する場合は正午から１３時を除く）
（４）申請に関する留意点
①申請の際には、「公共施設２４施設ＬＥＤ照明改修業務委託」に関する申請書提出のためである旨を明記すること。
②本プロポーザル参加に係る入札参加資格申請については、市外事業者も（２）申請受付期間に限り受け付ける。
③実績については、申請書提出日を基準日として作成すること。
④共同事業体の場合は、共同事業体を構成する代表者及び全ての構成員分に加えて、共同事業体としての登録も行うこと。
（５）入札参加申請の担当課及び問い合わせ先（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
担当：南相馬市 総務部 財政課 契約係（南相馬市役所本庁舎 3 階）
住所：〒975-8686　福島県南相馬市原町区本町２丁目 27 番地
電話：0244-24-5225　FAX：0244-24-5214

１６．担当及び問い合わせ先（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

住所：〒975-8686　福島県南相馬市原町区本町２丁目 27 番地

電話：0244-24-5248　FAX：0244-24-5347

メール：kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp

別紙1「ウォークスルー等調査日程」

①公募内現場調査日程：令和8年11月26日(金)～12月11日(金)　※1日2施設想定

②契約仕様書作成に伴う現場調査日程：令和9年1月25日(月)～2月1日(月)※1日4施設想定

No.	施設名	場所	①公募内調査日程		②契約仕様書作成に伴う調査日程	
			日	時間	日	時間
1	鹿島区役所	鹿島区	11月26日(木)	9:00～12:00	1月25日(月)	8:45～10:15
2	鹿島商工会館	鹿島区	11月26日(木)	13:30～16:30	1月25日(月)	10:30～12:00
3	鹿島浄化センター	鹿島区	11月27日(金)	9:00～12:00	1月26日(火)	8:45～10:15
4	鹿島生涯学習センター	鹿島区	11月27日(金)	13:30～16:30	1月26日(火)	10:30～12:00
5	小高保健福祉センター	小高区	11月30日(月)	9:00～12:00	1月25日(月)	13:00～14:30
6	かしま保育園	鹿島区	11月30日(月)	13:30～16:30	1月25日(月)	14:45～16:15
7	野馬追通り銘醸館	原町区	12月1日(火)	9:00～12:00	1月26日(火)	13:00～14:30
8	第一下水処理場	原町区	12月1日(火)	13:30～16:30	1月26日(火)	14:45～16:15
9	道の駅南相馬	原町区	12月2日(水)	9:00～12:00	1月27日(水)	14:45～16:15
10	原町保健センター	原町区	12月2日(水)	13:30～16:30	1月27日(水)	8:45～10:15
11	シルバー人材センター	原町区	12月3日(木)	9:00～12:00	1月28日(木)	8:45～10:15
12	原町生涯学習センター	原町区	12月3日(木)	13:30～16:30	1月29日(金)	10:30～12:00
13	石神生涯学習センター	原町区	12月4日(金)	9:00～12:00	1月28日(木)	14:45～16:15
14	太田生涯学習センター	原町区	12月4日(金)	13:30～16:30	2月1日(月)	14:45～16:15
15	ひばり生涯学習センター	原町区	12月7日(月)	9:00～12:00	1月28日(木)	10:30～12:00
16	南相馬市博物館	原町区	12月7日(月)	13:30～16:30	1月27日(水)	10:30～12:00
17	南相馬市消防・防災センター	原町区	12月8日(火)	13:30～16:30	1月29日(金)	13:00～14:30
18	南相馬市労働福祉会館	原町区	12月8日(火)	9:00～12:00	1月27日(水)	13:00～14:30
19	南相馬市馬事公苑	原町区	12月9日(水)	9:00～12:00	1月28日(木)	13:00～14:30
20	クリーン原町センター	原町区	12月9日(水)	13:30～16:30	1月29日(金)	8:45～10:15
21	小高生涯学習センター	小高区	12月10日(木)	9:00～12:00	2月1日(月)	10:30～12:00
22	雫浄化センター	原町区	12月10日(木)	13:30～16:30	1月29日(金)	14:45～16:15
23	小高浄化センター	小高区	12月11日(金)	9:00～12:00	2月1日(月)	13:00～14:30
24	鹿島保健センター	鹿島区	12月11日(金)	13:30～16:30	2月1日(月)	8:45～10:15